

| |
|----------------------|
| 健康福祉委員会 令和4年7月15日 |
| 福祉部 資料31番 |
| 所管 福祉管理課 |

大田区養育費に関する公正証書等作成促進補助事業の実施について

養育費の確実な履行確保を図り、子どもの健やかな成長を支えることを目的として、公正証書等による養育費の取決めにかかる費用に対して補助金を支給する事業を開始する。

1 対象者

大田区内に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次の要件を満たす者

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担する者
- (2) 養育費に係る債務名義（令和4年4月1日以後に作成されたものに限る）を有している者
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 過去に同内容の補助金の交付を受けていない者

2 対象経費

- (1) 公証人手数料令に定められた公証人が受け取る手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類の取得経費及び連絡に用いる郵便切手代
- (3) 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類の取得経費及び連絡に用いる郵便切手代

3 補助額

30,000円（上限）

4 実施時期

令和4年8月1日から受付開始

5 周知方法

- (1) 区報、区ホームページへの掲載
- (2) 「離婚と養育費にかかわる総合相談」等、各相談窓口にてご案内
- (3) 戸籍の届出窓口等にてチラシを配布